

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で
時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
時価のないもの－移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・最終仕入原価法による原価法によっている

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・減価償却資産－定額法
- ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに法人が負担すべき
金額を見積り退職給付引当金に計上する。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・賞与引当金

職員に対する賞与に備えるため、支給見込額のうち当該会計年度までに帰属する額を計上している。

ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

・徴収不能引当金

個別評価する金銭債権については債権金額から回収可能見込額を控除した金額を計上している。

個別評価する金銭債権以外の金銭債権については、債権金額に過去3年間の貸倒実績率を乗じた金額を
計上している。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、これを計上しないことができる。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、拠点が1つであるため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- 在宅事業所施設ケアリング拠点（社会福祉事業）
 ア 「法人本部」
 イ 「通所介護事業所ケアリングみそのまち」
 ウ 「居宅介護支援事業所ケアリング」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	25,269,597	0	25,269,597
合 計	0	25,269,597	0	25,269,597

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地	25,269,597円
計	25,269,597円
担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。	
設備資金借入金(1年以内返済予定額も含む)	25,000,000円

設備資金借入金(1年以内返済予定額も含む) 25,000,000円

計 25,000,000円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
その他の固定資産	10,000	0	10,000
小 計	10,000	0	10,000
合 計	10,000	0	10,000

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし